

中部アイティ協同組合規約

第1章 総則

第1条 (名称)

1. 本組合は、中部アイティ協同組合と称する。なお、略称は中部 IT 協同組合とする。

第2条 (目的)

1. 各企業で持っている財産（人材・ソフト・技術・情報）の相互活用を図る。
2. 各企業の繁忙期及び閑散期を会員相互で補完し仕事量の平均化を図る。
3. 会員各社が大手企業に対抗しうる人材確保により大型物件の商談の参加を図る。

第3条 (事務所の所在地)

本組合は、事務所を名古屋市に置く。

第4条 (事業)

本組合は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. コンテンツ事業・・・技術者情報と開発案件情報をデータベース化し会員相互活用を行う。
2. 共同購買事業・・・会員企業に必要な機器及び消耗品を組合で一括購入し供給を行う。
3. 販売促進事業・・・会員が主にバナー広告で自社商品の広告宣伝を行い掲載料収入を得る。
4. 情報提供・人材育成事業・・・会員の情報交換と資質向上目的を図るため講習会及び研修会などを行う。
5. 福利厚生事業・・・会員の福利厚生充実を図るためレクリエーション及び親睦会を行う。
6. 共同受注事業・・・会員のためにするコンピュータサービスの共同受注を行う。

第2章 会員規約

第1条 (入会資格)

1. 本組合に入会する時は、組合の地区内に事業場を有し、情報サービス業で年商30億円以下であること。また、会員の紹介を必要とし、理事会の承諾を得て入会できる。
2. 前項条件に当てはまらない企業は、賛助会員として理事会の承諾を得て入会できる。
3. 情報処理サービスに関わる社員は本組合のデータベースに登録しなければならない。

第2条 (会員種別)

1. 法人組員・・・会社法人格、団体法人格を有するもの
2. 個人組員・・・会社法人格、団体法人格に該当しない個人事業主
3. 子会社組員・・・法人組員である親会社の出資比率が50%以上である会社法人
4. 賛助会員・・・前項に該当せずに本組合の目的に賛同しその事業に協力するもの
5. 特別賛助会員・学校関係の公益性の高い団体法人格をもつもの
6. 協力団体・・・金融機関等社会的に認知された企業及び団体で会員としての入会、退会手続きは要しない。

第3条 (出資金)

1. 出資金一口の金額は一万円とする。
2. 前条第1項から第3項に該当する会員（組員）は、入会時に一口以上の出資金を必要とする。

第4条 (入会金及び会費)

1. 会員は入会時に所定の入会金を納入しなければならない。
2. 会員は入会期間中は所定の会費を納入しなければならない。

3. 法人組合員は入会金一万円、月額会費一万円とする。
4. 個人組合員は入会金三千円、月額会費三千円とする。
5. 子会社組合員は入会金一万円、月額会費五千円とする。
6. 賛助会員は入会金一万円、月額会費一万円とする。
7. 特別賛助会員は入会金一万円、月額会費五千円とする。
8. 協力団体は入会金、月額会費は免除される。
9. 第3項の法人会員の内、入会時に創業3年以内又は、年商一億円以下の企業は、入会金一万円、会費は入会した月から翌年12月までの期間は、月額会費五千円（インキュベーション会費）とし、期間経過後は、月額会費一万円とする。
10. 入会金及び会費は1年分一括振込、半年分一括振込、銀行口座より毎月自動振替から選択できる。なお、振込納入の場合の振込手数料は会員の負担とする。
11. 会費の額及び納入方法は総会で定める。

第5条（退会）

1. 会員は組合を退会しようとするときは、事前にその旨を書面にて届けなければならない。
 - (1) 第2条の第1項から第3項までの会員（組合員）は、組合の事業年度の90日前（1月1日から9月30日）までに退会届を提出する。
 - (2) 退会日は、組合の事業年度末（12月31日）となり、その間組合員としての権利及び義務を有することとなり、会費を納入しなければならない。ただし、組合員としての資格喪失、死亡又は解散の場合は、法定脱退となりその事象の日が退会日となる。
2. 組合は会員が組合を退会した時はe-Netデータベース（以下「e-Net」という。）に登録された情報をすべて削除できるものとする。
3. 組合は会員が組合を退会した時はe-Netの利用を中止するものとする。
4. 組合は会員が組合を退会した時はe-Netの情報開示、返還の要求には一切対応しないものとする。

第6条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは総会にて該当会員の除名決議を行う。
 - (1) 会費の滞納が著しいとき
 - (2) 本組合の信用、名誉を毀損する行為をしたとき
2. 総会での除名決議は出席組合員の3分の2以上の同意にて除名を行うことができる。
3. 前項の規定により会員の除名を行う際には、その会員にあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

第7条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員が退会又は除名によってその資格を喪失したときは、本組合に対する全ての権利を失い、また義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
2. 本組合は、会員がその資格を喪失しても、概に納入した会費、その他拠出した金品は返還しない。

第3章 e-Net データベース利用規約

この規約は、中部アイティ協同組合（以下「組合」という。）が提供するe-Netデータベース（以下「e-Net」という。）について、規約第1条の会員と組合との間でe-Netの利用に係わる一切の關係に適用する。

第1条（会員）

1. 会員とは、本規約承諾の上、次条で定める利用契約手続きが完了したものをいう。
2. 会員は入会の時点で本規約の内容を承諾しているものとみなす。

第2条 (利用契約手続き)

1. e-N e t利用を希望する者は、別紙の「加入申込書」に必要事項を記入のうえ、組合に送付する。
2. 利用契約は、組合が前項に規定する申込書を受諾した旨の文章による回答をした時点で成立する。
3. 組合は申込者にユーザID及びパスワードを設定し連絡する。

第3条 (ユーザID及びパスワード)

1. 会員は組合より付与されたID及びパスワードの管理、使用について一切の責任を持つものとし、組合に損害を与えないものとする。
2. ID及びパスワードが他人に不正に利用され、会員が損害を被る場合が生じて、組合は一切その責任を負わないものとする。
3. ID及びパスワードを第三者に利用させたりもしくは譲渡等してはならない。

第4条 (会員の責務)

1. 会員はデータベース利用にあたり登録情報を定期的(1週間に1回以上)に更新しデータベースを最新情報に維持しなければならない。不測の事態により会員データの更新ができないことが判明した場合、直ちに組合に通知しなければならない。

第5条 (料金及び支払方法等)

1. 会員は、総会で決定した使用料(会費)を組合に支払うものとする。

第6条 (契約の継続・変更・解約等)

1. 組合と会員との契約の有効期間は、定款の定めるところによる事業年度とし、双方より異議がなければ自動的に契約を更新するものとする。

第7条 (サービスの一時的中断・停止等)

1. 組合は、以下の何れかが起こった場合には、会員に事前に通告することなく、一時的にe-N e t提供を中断することがある。
 - (1) e-N e tシステムの保守を定期的に或いは緊急に行う場合
 - (2) 組合が、運用上或いは技術上e-N e t提供の一時的な中断が必要と判断した場合
 - (3) 火災、停電等によりe-N e tの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、洪水等の不可抗力によりe-N e tの提供ができなくなった場合
 - (5) コンピュータウィルス等によりe-N e tの提供ができなくなった場合
2. 会員からの利用上の問合せに関する電話対応サービスは、平日午前10時から午後3時とし、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、その他組合が定める日は休止する。

第8条 (設備等)

1. 会員は、e-N e tを利用するに際して、電話回線、機器・設備、その他必要な全てのもの自己の費用と責任において準備するものとし、また自己の費用と責任で任意の電気通信サービスを経由してe-N e tに接続するものとする。

第9条 (免責事項)

1. 組合は、サービスの完全な運営に努めるが、サービスの中断及び停止等によって会員に損害が生じた場合、組合は免責されるものとする。
2. 組合は、会員がe-N e t利用によって生ずる損害については一切の責任を負わないものとする。
3. 会員が組合のe-N e t利用によって、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、当該会員の責任と費用において解決するものとする。

第10条（書き込み内容の削除）

1. 組合は、会員がe-Netに書き込んだ内容のうち、一定期間を経過したものは、一方的に削除することができるものとする。
2. その他、会員がe-Netに書き込んだ内容のうち、組合が不適当と判断した場合も一方的に削除することができるものとする。

第11条（情報利用の制限）

1. 会員は、組合が承認した場合を除き、e-Netを通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版等、営利を目的とした行為に利用することはできない。
2. 会員は前項に反する行為を第三者にさせることはできない。

第12条（情報の転載の制限）

1. 会員は、e-Netにおいて、文章、ソフトウェア等を公開する場合、第三者の著作権及びその権利を侵害しないものとする。

第13条（禁止事項）

1. e-Net会員専用ページは、会員のみ利用できるものとし、第三者に利用させてはならないものとする。ただしホームページは除くものとする。
2. 会員は、e-Net上で以下の行為をしないものとする
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪的行為に結びつく行為
 - (3) 他の会員又は第三者のプライバシー等を侵害する行為
 - (4) その他、法律に反する行為
 - (5) 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (6) 公選選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為
 - (7) 組合の運営を妨げ、或いは組合の信用を毀損するような行為
 - (8) コンピュータウイルス等有害なプログラムの使用、もしくは提供する行為

第14条（除名処分）

1. 組合が会員として不適当と判断した場合、組合は当該会員に事前に通知し、総会において、弁明の機会を与えた上で、出席組合員数の3分の2以上の同意を得て除名処分とすることができる。なお、この場合処分が決定するまで、当該会員のIDの使用を一時停止することができるものとする。

第15条（規約違反等への対応）

1. 会員が本規約に違反した行為により組合に損害を与えた場合は、組合は当該会員に対し損害賠償の請求を行うことができるものとする。

第16条（その他必要事項）

1. 本規約に定めない事項であって必要な事項は理事会の定めるところによる。

附則

1. この規約は、平成12年11月1日から施行する。
2. この規約は、平成16年5月12日に改正実施する。
3. この規約は、平成16年10月21日に改正実施する。
4. この規約は、平成17年4月13日に改正実施する。
5. この規約は、平成18年2月22日に改正実施する。
6. この規約は、平成18年4月12日に改正実施する。
7. この規約は、平成25年7月24日に改正実施する。